

電子政府ガイドライン作成検討会（第3回）

議事概要

1. 開催日時：平成22年2月2日（火） 14：00～16：00

2. 場所：永田町合同庁舎第一会議室

3. 出席構成員：

須藤座長、辻井座長代理（セキュリティ分科会主査）、
山田構成員（ユーザビリティ分科会主査）、荒木構成員、井上構成員、
井堀構成員、宇賀構成員、大山構成員、木村構成員、黒須構成員、
小松構成員、近藤構成員、佐々木構成員、関根構成員、満塩構成員、
村上構成員、安井構成員、山崎構成員

（参加府省）

総務省行政管理局行政情報システム企画課 橋本企画官

総務省自治行政局市町村課 上坊課長補佐

総務省自治行政局地域政策課 館課長補佐

総務省自治行政局 高地地域情報政策室長

総務省情報流行政政局 青山地方情報化推進室長

総務省情報流行政政局情報流通振興課 中野情報セキュリティ対策室長

法務省民事局第二課 岩崎補佐官(代理)

法務省民事局商事課 宮城補佐官(代理)

国税庁長官官房 古賀情報技術室長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報企画室 林情報化政策分析官(代理)

経済産業省商務情報政策局情報経済課情報セキュリティ政策室 清水課長補佐

(代理)

4. 配布資料：

資料1：電子政府ガイドライン作成検討会の開催について

資料2：セキュリティ分科会での検討について

資料3：電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会報告書

資料4：オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン(案)

5. 議事概要：

○資料1について須藤座長より構成員の変動に関する説明があった。

○資料2、3、4によりセキュリティ分科会の検討状況及び分科会報告書、オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン（案）について、辻井セキュリティ分科会主査及び内閣官房情報セキュリティセンターより報告があり、以下のような質疑応答及び意見が出された。

- 過去の検討会において、ユーザビリティの観点からもいたずらに認証のレベルを高くするのは問題であると指摘したが、今回、リスクの影響度から保証レベルを導出し、そのレベルに応じたセキュリティ対策の手段が取られるようなガイドラインとなっており、指摘が反映されたものと認識している。
- 民間の認証サービスを行政機関で使うということについて検討を行ったのか。
 - 将来的な考えとして官民共通の認証サービスがあれば国民の利便性が向上すると考える。将来的に、そのような官民共通の認証サービスが実現できるように、今回はまず共通言語としての保証レベルという物差しを作った。
 - 官民共通というのは、官が作ったものを民が使う、または民が作ったものを官が使うという両方の意味を含む。
 - 韓国では、公的機関の認証サービスが金融機関のオンラインバンキングの認証に利用されており、広く普及している。
- 一般の方がオンライン申請等システムを使う機会は、年に1回か2回である。普及のためには、官と民のサービスがどういう形で相互に連携していくか検討が必要である。また、公開鍵証明書に含まれている内容を公にできないという問題も解決しないと普及につながらないのではないか。
- オンライン申請等システムの普及のために、土業の方は別として個人に対しては IC カードリーダーの購入を強制しないことを検討した方がよいのではないか。民間の例として、クレジットカードの申請をするのに、オンラインバンキングの ID があれば即日発行できる。そのような民間のインフラを組み合わせることによってセキュリティが確保できるのであれば、それを個人に利用していただくことで IC カードリーダーが不要となるのではないか。
- 本ガイドラインは重点手続を扱う各府省のオンライン申請等システムが適用の対象であるが、地方自治体のシステムにおいても有効に活用できる。また、本ガイドラインを活用してもらうために、各地方自治体に対してガイドラインの説明会や実際に本ガイドラインに準拠して実装したシステムの事例等の紹介があった方がよい。
- 本ガイドラインで保証レベルに応じたセキュリティ対策の物差しを定義したわけだが、本ガイドラインの適用に関して、各システムへの実装を具体的にどうするかは今後の課題

である。また、本ガイドラインのベースは認証基盤であって ID 基盤とは異なるものである。認証基盤と ID 基盤は関連するが、ID 基盤は ID 基盤で考えつつ、そこに認証基盤を、どのようにオーバーラップさせるかというイメージを持って、実装に対する課題を検討していただきたい。

- 高齢化社会が進むと本人以外の代理申請のケースが増えるのではないか。そのようなケースのセキュリティはどのように考えればよいか。
→ 今後、本人ではない権限を委譲された人の認証が必要になってくる。その際、技術面だけでなく制度面からも検討が必要である。
→ 報告書にも制度的な課題としてオンライン手続における委任の確認手法について、今後の検討課題としている。
- オンライン手続以外にも、リスク評価及び電子署名・認証に関するガイドラインが必要になるのではないのか。
→ 本ガイドラインは、「オンライン利用拡大行動計画」(平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定)に基づき各府省の重点手続を扱うオンライン手続を対象としている。今後はシステムを利用または管理する職員の認証や、ユーザー認証を必要とする閲覧系への拡張があるかもしれない。

今後の進め方について座長及び内閣官房 IT 担当室より説明があった。

- オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドラインは、本日審議された意見を踏まえパブリックコメントの実施を経た上で、政府内で審議・決定という段取りで進める。万一、その過程でセキュリティ分科会報告書及びガイドラインに修正が必要になった場合、座長と分科会主査に一任する。
- 昨年 7 月に決定した電子政府ユーザビリティガイドラインについて、策定後当面の間、内容の拡充等を目的として見直しを行うとしているが、現在のところ時期は未定である。

以上